

< 障害児通所支援 >

【令和7年4月1日現在】

事業所名	らくら	事業所番号	第1751400175号																																																				
事業の種類	児童発達支援・放課後等デイサービス（多機能型）	管理者	西井 徹																																																				
事業所の所在地	石川県河北郡津幡町中橋イ55番6	事業所の連絡先	076-213-6736																																																				
運営方針	事業所が実施する事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導及び訓練を行います。事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者や保護者の立場に立ったサービスの提供に努めます。																																																						
サービス内容	児童発達支援・放課後等デイサービス（基本的日常生活動作の訓練、集団行動への適應訓練、創作的活動、相談及び援助、送迎サービス等）																																																						
利用定員	10名																																																						
営業日	月曜日から土曜日 ただし、祝祭日、12月31日から翌年1月3日、その他管理者が運営管理等により休業と決めた日を除く																																																						
営業時間	月曜日から金曜日 9:30～17:30 土曜日 9:00～17:00																																																						
サービス提供時間	① 児童発達支援 月曜日から金曜日 14:00～17:15 土曜日 9:00～16:30 ② 放課後等デイサービス 月曜日から金曜日 14:00～17:15 土曜日 9:00～16:30 休業日（長期休暇等） 9:30～17:15																																																						
従業者の職種、員数	管理者1名（常勤兼務）、児童発達支援管理責任者1名（常勤兼務）、児童指導員または保育士2名（うち1名は常勤専従）																																																						
事故発生時及び緊急時の対応について	① 障害児通所支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際して対応した処置を記録します。 ② 障害児通所支援提供中に利用者の病状の急変が生じた場合やその他必要な場合には、速やかに当該利用者の家族及び主治医又は協力医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じます。 ③ 当事業所において、事業者の責任により、利用者に生じた損害については、速やかにその損害を賠償いたします。																																																						
協力医療機関	あがた内科クリニック 所在地：石川県河北郡津幡町字御門い14番地3 診療科目：内科、循環器内科																																																						
苦情相談窓口	窓口：らくら 担当者：管理者 西井 徹 連絡先：076-213-6736																																																						
第三者評価の実施状況	当事業所は、石川県福祉サービス第三者評価を受審していません。																																																						
利用料 （加算については別紙参照）	児童福祉法に規定する厚生労働省が定める費用の額 児童発達支援 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">1日あたりの基本サービス料</th> <th colspan="2">加 算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30分以上1時間半以下</td> <td>901円</td> <td>○延長支援加算（30分以上1時間未満）：61円</td> <td>○福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） ：1か月につき所定単位数×12.8%</td> </tr> <tr> <td>1時間半超3時間以下</td> <td>928円</td> <td>○延長支援加算（1時間以上2時間未満）：92円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3時間超5時間以下</td> <td>980円</td> <td>○延長支援加算（2時間以上）：123円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>○欠席時対応加算（月に4回まで）：94円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>○利用者負担上限額管理加算：150円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 放課後等デイサービス <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">1日あたりの基本サービス料</th> <th colspan="2">加 算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30分以上1時間半以下</td> <td>574円</td> <td>○送迎加算（片道）54円</td> <td>○個別サポート加算（Ⅰ）イ：90円、ロ：120円</td> </tr> <tr> <td>1時間半超3時間以下</td> <td>609円</td> <td>○延長支援加算（30分以上1時間未満）：61円</td> <td>○福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） ：1か月につき所定単位数×13.1%</td> </tr> <tr> <td>3時間超5時間以下</td> <td>666円</td> <td>○延長支援加算（1時間以上2時間未満）：92円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>○延長支援加算（2時間以上）：123円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>○欠席時対応加算（月に4回まで）：94円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>○利用者負担上限額管理加算：150円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			1日あたりの基本サービス料		加 算		30分以上1時間半以下	901円	○延長支援加算（30分以上1時間未満）：61円	○福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） ：1か月につき所定単位数×12.8%	1時間半超3時間以下	928円	○延長支援加算（1時間以上2時間未満）：92円		3時間超5時間以下	980円	○延長支援加算（2時間以上）：123円				○欠席時対応加算（月に4回まで）：94円				○利用者負担上限額管理加算：150円		1日あたりの基本サービス料		加 算		30分以上1時間半以下	574円	○送迎加算（片道）54円	○個別サポート加算（Ⅰ）イ：90円、ロ：120円	1時間半超3時間以下	609円	○延長支援加算（30分以上1時間未満）：61円	○福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） ：1か月につき所定単位数×13.1%	3時間超5時間以下	666円	○延長支援加算（1時間以上2時間未満）：92円				○延長支援加算（2時間以上）：123円				○欠席時対応加算（月に4回まで）：94円				○利用者負担上限額管理加算：150円	
1日あたりの基本サービス料		加 算																																																					
30分以上1時間半以下	901円	○延長支援加算（30分以上1時間未満）：61円	○福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） ：1か月につき所定単位数×12.8%																																																				
1時間半超3時間以下	928円	○延長支援加算（1時間以上2時間未満）：92円																																																					
3時間超5時間以下	980円	○延長支援加算（2時間以上）：123円																																																					
		○欠席時対応加算（月に4回まで）：94円																																																					
		○利用者負担上限額管理加算：150円																																																					
1日あたりの基本サービス料		加 算																																																					
30分以上1時間半以下	574円	○送迎加算（片道）54円	○個別サポート加算（Ⅰ）イ：90円、ロ：120円																																																				
1時間半超3時間以下	609円	○延長支援加算（30分以上1時間未満）：61円	○福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） ：1か月につき所定単位数×13.1%																																																				
3時間超5時間以下	666円	○延長支援加算（1時間以上2時間未満）：92円																																																					
		○延長支援加算（2時間以上）：123円																																																					
		○欠席時対応加算（月に4回まで）：94円																																																					
		○利用者負担上限額管理加算：150円																																																					
その他の費用	①食事：実費 ②おやつ：50円／回 ③行事等に関する費用 ③その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費																																																						
サービス利用に関する留意事項	○設備・器具の利用…設備・器具等をご利用の際、利用者の過失による破損等が生じた場合は賠償していただく場合があります。また、他者に損害を与えた場合は、その賠償をしていただくことがあります。 ○宗教活動等…信仰、思想は自由ですが、他の利用者又はその家族に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。 ○貴重品管理…保護者の責任において管理していただきます。貴重品はお持ち込みにならないようにお願いします。 ○体調不良等のサービス利用中止について…利用者の体調不良、その他の理由でサービス提供が困難と事業所が判断した場合、サービス利用を中止し、ご帰宅いただくことがあります。その際は、家族の方が責任を持って対応していただくようお願いいたします。 ○見学者等の受け入れ…当事業所では見学者等の受け入れを行っていますので、ご了承ください。																																																						